

至 急

教保健第276号
令和2年12月11日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長
（公印省略）

岡山県内での高病原性鳥インフルエンザの発生について（通知）

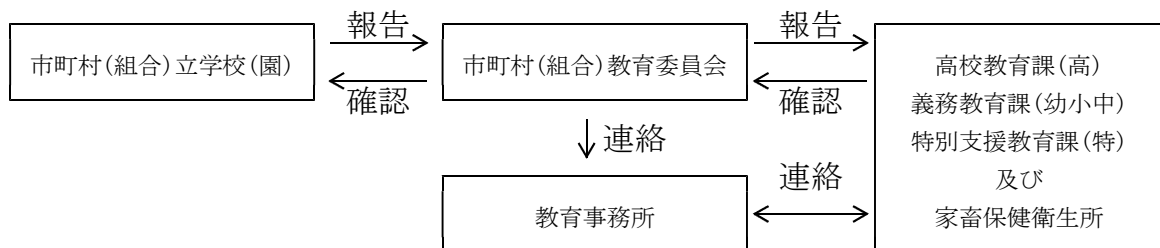
このことについて、美作市滝宮の農場から、高病原性鳥インフルエンザが発生した旨、岡山県農林水産部畜産課から発表されました。

ついては、貴管内の学校（園）に対し、次のことについて周知徹底をお願いします。併せて、鳥類飼育の状況を別紙1により把握することとしましたので、調査への御協力方よろしくをお願いします。

記

1 鳥類の飼育方法等について

- （1）県内の移動制限が解除されるまでは、幼児・児童生徒による鳥類の世話は中止すること。また、教職員においても接触は最小限に控えること。
- （2）糞尿は速やかに処理し、鳥舎を清潔に保つこと。また、接触に際しては、マスクやゴム手袋をするなど感染予防対策を講じるとともに、飼育小屋への出入りの際には、手洗い、うがい、手指・靴底の消毒等を励行すること。
- （3）飼育鳥類の健康観察を十分に行うこと。県内の移動制限が解除されるまでは、死亡した場合や異常を発見した場合には、次の図のとおり報告等を行うこと。



- （4）飼育鳥類が野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。
- （5）移動制限区域内（発生農場を中心として半径3Km以内）の学校・園については、飼育している鳥類を校外に移動させないこと。また、搬出制限区域内（発生農場の中心から半径3Kmから半径10Km以内）の学校・園については、飼育している鳥類の移動はできるが、区域外への移動、搬出はしないこと。
- （6）その他、具体的な対処については、家畜保健衛生所の指示に従うこと。

2 野鳥への対応について

次の2点について、幼児・児童生徒への指導を徹底すること。

- （1）野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手を洗い、うがいをすること。

(2) 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、学校（園）に連絡すること。

3 風評被害の防止について

感染した鶏の肉、卵が市場に出回ることではなく、また、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていないことについて、幼児・児童生徒及び保護者への説明を十分に行い、風評被害の防止に努めること。

4 幼児・児童生徒及び教職員の健康管理について

- (1) 幼児・児童生徒及び教職員の健康観察の徹底を図り、健康状態の把握に努めること。
- (2) 幼児・児童生徒及び教職員に異常が認められた場合は、医療機関に相談するとともに、市町村教育委員会に報告すること。

5 高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報を全ての教職員が共有し、正しい認識の下、適切に対応すること。

6 鳥類飼育状況（室内での飼育を含む）に関する調査について

別添調査票ファイルに入力の上、令和2年12月11日（金）15時までに、次のメールアドレスあて送付願います。

(担当) 保健体育課 健康・安全教育班 井上
ファイル名：【学校名または市町村名】鳥類飼育調査
メールアドレス：hotai@pref.okayama.lg.jp

【参考】

令和2年11月9日付け、教保健第238号

「高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）」

【本件問合せ先】

○学校における飼育動物について

岡山県教育庁高校教育課職業指導班

TEL：086-226-7586

FAX：086-224-2535

岡山県教育庁義務教育課指導班

TEL：086-226-7584

FAX：086-224-3035

岡山県教育庁特別支援教育課指導班

TEL：086-226-7912

FAX：086-224-0612

○学校における保健管理について及び調査に関すること

岡山県教育庁保健体育課健康・安全教育班

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684